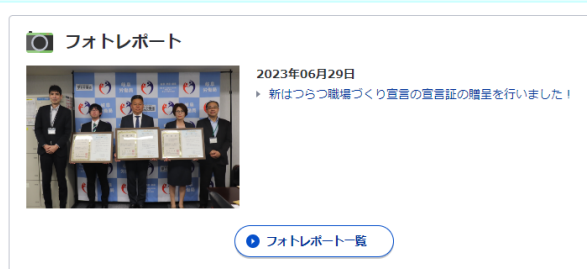


岐阜県内で1200件以上宣言しています！

宣言から始まる、未来への一歩 「新はつらつ職場づくり宣言」

誰もが働きがいや生きがいを感じ、はつらつと働くことができる職場を目指して、労使で宣言をしてみませんか？
「新はつらつ職場づくり宣言」は、そんな労使の思いを形にするツールです。

岐阜労働局のホームページで紹介



岐阜労働局のホームページで登録証及び宣言書の交付の様子を写真付きで紹介します。
トップページに掲載されますので、企業の知名度アップが期待できます！

求人票ではつらつ職場をPR！



「求人に関する特記事項」欄に「新はつらつ職場づくり宣言」登録事業所であることを記載しPRできます。

ハローワークで積極サポート!!

たとえば、

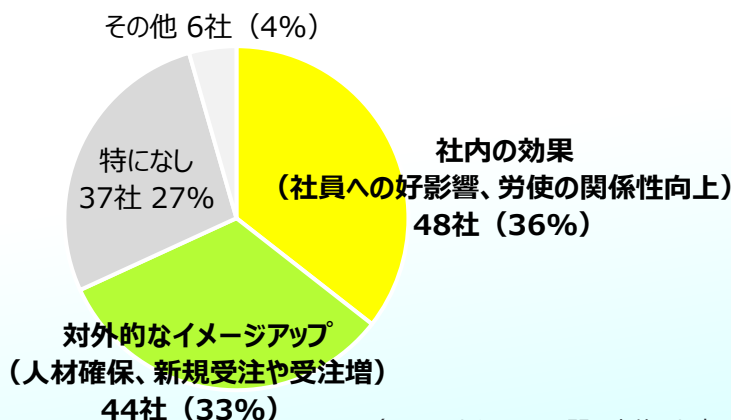
- ・目立つ場所に求人を掲示してPR！
- ・ハローワークの説明会等に優先的に参加できる！

* ハローワークにより対応が異なります。管轄のハローワークにご確認ください。



宣言の力で 職場が変わる!!

7割の企業が、社内・社外の効果を実感



(R4.11からR5.1の間に実施した宣言企業アンケートから)

▶ 宣言の流れ

1

宣言を作成

労使で検討。
取り組む内容を決定し、
宣言書を作成します。
宣言文は
「文例から選択」
「独自で作成」
いずれでもOK

2

送る

登録申請書・宣言書を
郵送またはFAX等

「公益社団法人岐阜県労働基準協会連合会」
〒501-6133
岐阜市日置江4-48
FAX：058-270-0388

3

受け取る

岐阜労働局にて確認、
登録されると、岐阜労働
局ホームページに宣言日・
宣言内容が掲載されます。

掲げる!!



登録には、以下の条件が必要です。

- (1) 岐阜県内で事業を営む企業・事業場・団体等であること。
- (2) 宣言の内容が、本事業の目的に合致していること。
- (3) 企業等の労使が宣言内容に賛同し、双方の代表者が署名した「宣言書」(重点項目番号を記入)を添付し、登録申請書を提出すること。
- (4) 企業や事業場の情報（名称・代表者役職氏名、所在地、業種、労働者数、宣言年月日）及び「新はつらつ職場づくり宣言（働き方改革実現推進）」の内容について、岐阜労働局ホームページへの掲載に同意すること。
- (5) 岐阜労働局に配置される「働き方・休み方改善コンサルタント」によるコンサルティングの実施について、協力すること。
- (6) 宣言内容の変更に係る登録は、原則として、3年を経過した後から可能となること。
- (7) 登録決定後、公共の福祉に反するなど社会的に非難される事案等が発覚した場合は、岐阜労働局長の判断で、岐阜労働局のホームページから削除する場合があること。

新はつらつ職場づくり宣言取組好事例集

岐阜労働局では、「新はつらつ職場づくり宣言」を登録して、働き方改革に取り組み、成果を上げている事業所の好事例を取りまとめた『新はつらつ職場づくり取組好事例集』を作成しています。

働き方改革に取り組む事業所の方への参考となるよう、冊子として発行し、岐阜労働局ホームページにも掲載しています。



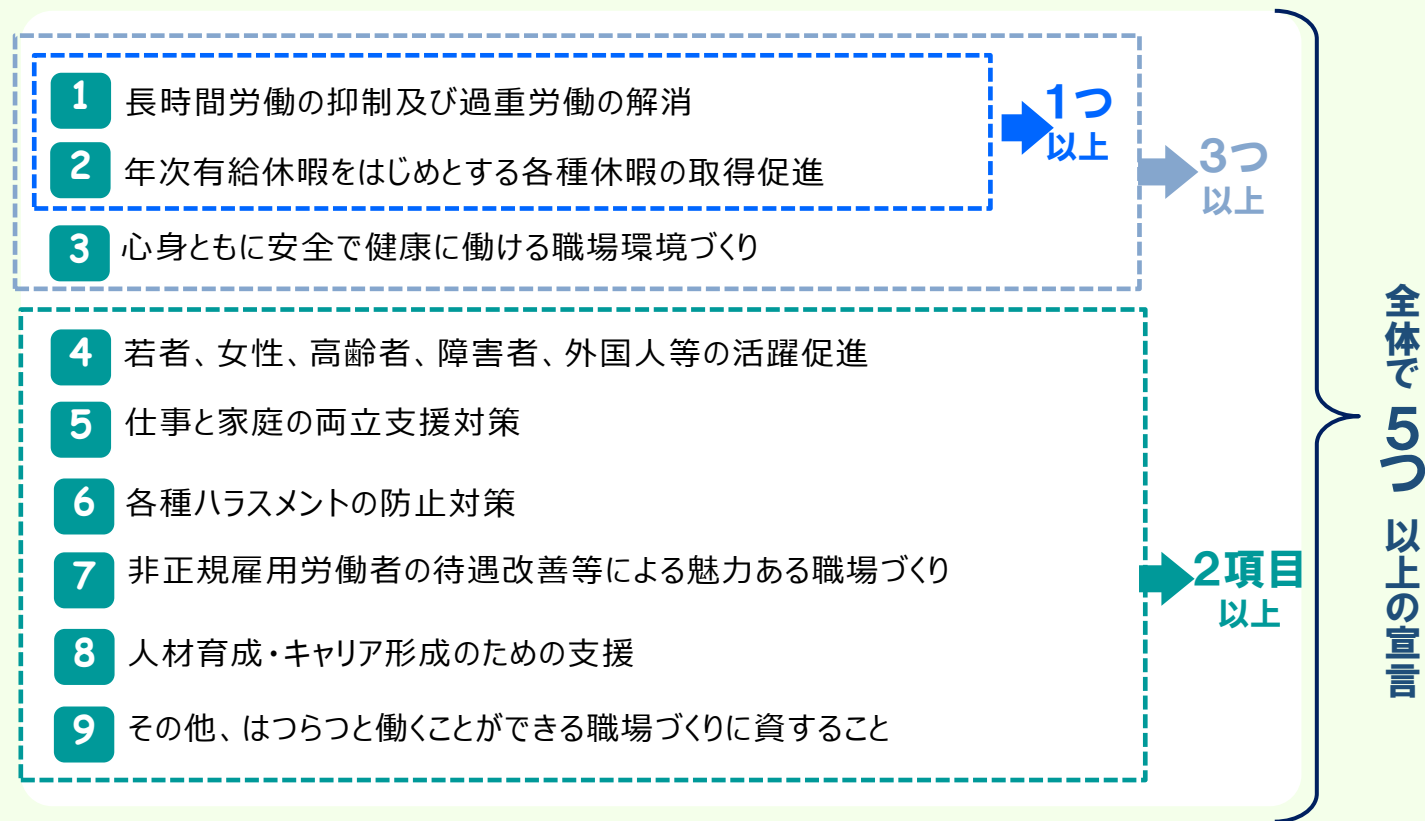
ぎふ働き方改革推進支援センターがサポートします！

宣言の検討は、センターに登録する社会保険労務士などの専門家がお手伝いします！
相談は無料で、個別の企業訪問も対応しています。
ぜひお気軽にご相談ください。



▶ 宣言の要件

宣言は、以下の重点項目 **1** から **9** の中から、記載された数以上の宣言をすることが必要です。
宣言例は、岐阜労働局のホームページに掲載しています。



宣言書例

新はつらつ職場づくり宣言書

私たち、〇〇〇〇株式会社と〇〇〇〇株式会社労働組合（又は従業員代表△△△△）は、労使ともに協力して、健康・快適で仕事のしやすい職場づくりを目指すために、当社においては働き方改革を推進し、次のとおり「はつらつ職場づくり」に取り組むことを労使で宣言する。

- 1 時間外労働の削減と、疲労回復のため毎週水曜日を「ノー残業デー」とします。**1**
- 2 労働時間を適正に管理し、サービス残業を生じさせません。時間外労働・休日労働の削減に努め、仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）を進めます。**1 5**
- 3 誕生日、結婚記念日等を「家族感謝デー」として、年次有給休暇の取得を促進します。**2**
- 4 心の健康づくり計画を作成し、職場におけるメンタルヘルス対策に取り組めます。**3**
- 5 女性の管理職への登用を積極的に推進します。**4**
- 6 若者の就労支援のため、インターンシップを実施します。**4**
- 7 育児・介護と仕事の両立支援に取り組めます。また、男性の育児休業等の取得促進を進めます。**5**
- 8 コミュニケーションを大切にし、一人ひとりの人格を尊重し、パワーハラスメントのない職場を目指します。**6**

年 月 日

〇〇〇〇株式会社 労働組合
委員長 △△ △△ 印
(又は従業員代表 △△ △△ 印)

〇〇〇〇株式会社
代表取締役 ○○ ○○ 印

左の宣言書例は、上の **1** から **6** を盛り込んだ例です。

宣言例文は岐阜労働局のホームページからダウンロードできます。

宣言書例、登録申請書もダウンロード可能です。



登録されると、下のように額入りの登録証、宣言書が授与されます。



※下記「登録申請書」に必要事項を記載の上、「宣言書」を添付し、
「公益社団法人岐阜県労働基準協会連合会」(〒501-6133 岐阜市日置江4-48 TEL058-270-0380)あて
FAX(058-270-0388)をお願いします。
登録が承認されたら、「宣言証」を印刷のために岐阜県労働基準協会連合会から「宣言書」のテキストデータ(印影は不要)
の提出をメールで依頼しますので、データをメールで提供してください。

「新はつらつ職場づくり宣言(働き方改革実現推進)事業場」

登 録 申 請 書

公益社団法人 岐阜県労働基準協会連合会 御中
(FAX:058-270-0388)

当社は、登録条件を確認のうえ、別添「宣言書」のとおり、新はつらつ職場づくり
宣言を行いましたので、その登録を申請いたします。

年 月 日

事業場名	ふりがな		本・支社の区分	本社・本社以外 本社以外の場合	
				本社:	都道府県
代表者			ふりがな		
			氏名		
所在地	〒 ー				
業種				労働者数	名 (パート・アルバイト等含む)
宣言年月日	年 月 日 (「宣言書」の日付と同一)				
担当者	所属・役職				
	氏 名		ふりがな		
	電 話				
	F A X				
	メールアドレス				
宣言書における労働者代表氏名について、HP掲載の可否				可 ・ 否	
差し支えない範囲で、お尋ねします。「新はつらつ職場づくり宣言」は何でお知りになりましたか。 ・労働局の案内 ・監督署の案内 ・ハローワークの案内 ・労働基準協会連合会の案内 ・市町村の案内 ・商工会議所・商工会の案内 ・業界団体の案内 ・協会けんぽの案内 ・金融機関の案内 ・リーフレット ・その他()					